

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	24	担当課	住宅室
法令名	高齢者の居住の安定確保に関する法律	根拠条項	第70条第1項	不利益処分の種類	終身建物賃貸借事業の認可の取消し		
(事業認可の取消し) 第七十条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業認可を取り消すことができる。 一 第五十七条第二項若しくは第三項又は第六十八条第二項の規定に違反したとき。 二 前条の規定による命令に違反したとき。 三 不正な手段により事業認可を受けたとき。							